

新税制セミナー 令和8年度 税制改正速報！

～どうなる税制改正、経営者様・資産家様の影響は？～

本資料は令和8年度税制改正大綱及び各省庁資料に基づき作成しております。 内容につきましては変わる可能性がありますのでご了承ください。
また本資料の権利は、税理士法人京都経営に属しております、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。



税理士法人 **京都経営**
株式会社 **京都経営** コンサルティング

代表社員／税理士 **大江 孝明**
京都市伏見区西大手町307 エイトビル5F
TEL075-603-9022 FAX075-603-9055
<http://www.kyotokeiei.com>





令和8年度税制改正大綱

令和7年12月19日
自由民主党
日本総選の会

「日本列島を、強く豊かに。」

1. 物価高への対応

- ① 物価上昇局面における基礎控除等の対応
(“年収の壁”178万円への引上げの税制対応)
- ② 物価上昇を踏まえ、税制上の基準額の点検・見直し
(食事支給・交通費の非課税・少額減価償却資産見直し等)

2. 「強い経済」の実現に向けた対応

- ① 成長投資拡大に向けた環境整備
(大胆な設備投資・研究開発税制・住宅ローン減税拡充等)
- ② 租税特別措置法の見直し・適正化
(賃上げ促進税制・研究開発税制・教育資金贈与の見直し等)
- ③ 資産形成促進の取組みの拡充と金融を通じた経済成長
(NISAの拡充・暗号資産の分離課税化等)
- ④ 今後の法人税のあり方

3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定

- ① 活力ある地方・中小企業の後押し
- ② 子育て環境の整備・暮らしの安定
- ③ 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系
- ④ 屋外分煙施設等の整備の促進

4. 公平かつ円滑な納税のための環境整備

- ① 税負担の公平の確保に向けた是正
- ② インボイス制度の定着に向けた対応
- ③ ふるさと納税制度の健全な運用に向けた見直し
- ④ 道府県民税利子割に係る清算制度の導入
- ⑤ 手続のデジタル化の推進

5. 自動車関係諸税の総合的な見直し

- ① 環境性能割の廃止
- ② 自動車税及び軽自動車税のあり方
- ③ エコカー減税の見直し
- ④ 利用段階における負担の適正化に向けた課税
- ⑤ 軽油引取税の当分の間、税率の廃止

6. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

令和9年1月～防衛特別所得税1.0%（仮称）の課税
(復興特別所得税1%引下げ10年延長)

7. 挿発油税等の税率廃止及び教育無償化の財源確保

租税特別措置法の適正化、1.2兆円の財源確保

令和8年度 税制改正の主なポイント

項目	具体的な内容	増減
所得税	基礎控除等の引上げ “年収の壁” 対応 ・足元厳しい物価高及び「三党合意」を踏まえ、 <u>年収の壁</u> が178万円(現行:160万円)に引上げ (R8年分の所得税～) ・178万円の内訳は、「基礎控除」最大104万円(現行:95万円)、「給与所得控除額」最低保障額 74万円(現行:65万円)	↗
	住宅ローン控除の見直し・延長 ・住宅価格の高騰、豊かな住生活のため、 <u>住宅ローン控除</u> を、一定の見直しの上、R12年入居まで5年延長 (R8.1.1の居住) ・中古住宅について、認定住宅等の借入限度額を3,500万円(特例対象個人4,500万円)に拡大し、控除期間を13年に延長	↗
	NISAの拡充 ・次世代の資産形成支援を目的として、 <u>NISA</u> のつみたて投資枠の対象年齢が18歳未満に拡充される (R9.1.1～) ・年間投資上限60万円・保有限度額600万円とし、投資枠の対象商品の要件も緩和 (18歳で「18歳以上枠」へ自動的に移行)	↗
	暗号資産取引の申告分離課税の導入 ・暗号資産に限り、総合課税の対象から、 <u>申告分離課税(20.315%)</u> の対象へ (法律の改正施行日～) ・暗号資産の取引に係る譲渡損失につき、一定の要件の下で、翌年以後3年間の繰越控除制度が創設	↗
	防衛特別所得税(仮称)の創設 ・防衛力強化の安定的な財源を確保するため、所得税額の1%の防衛特別所得税(仮称)が創設 (R9.1.1～) ・現状の復興特別所得税の税率を1.1%(現行:2.1%)に引下げ、復興財源確保の観点から、課税期間をR29まで10年間延長	↗
	青色申告特別控除の見直し ・複式簿記・電子申告に、優良な電子帳簿等の要件が加わり、青色申告特別控除が75万円(現行:65万円)に拡大 ・複式簿記でも書面申告の場合、青色申告特別控除が10万円(現行:55万円)に縮小 (R9以降～)	↗ ↘
資産税	教育資金贈与 非課税制度の廃止 ・教育資金贈与の一括贈与の非課税制度について、適用期限(R8.3.31)をもって廃止	↗
	特例承継計画等の提出期限の延長 ・法人版特例事業承継税制の期限が到来するまで本税制を最大限活用できるよう、提出期限をR9.9.30まで1年6ヶ月延長	↗
	特定事業用資産の買換え特例の延長 ・長期保有土地等の事業用資産の買換え(どこでも買換え)について、一部見直しの上、適用期限をR11.3.31まで3年間延長	↗
	貸付用不動産の評価方法の見直し ・相続開始・贈与前5年以内に取得・新築した一定の貸付用不動産について、通常の取引価格×80%で評価 (R9.1.1～) ・相続開始・贈与前5年経過すれば、従来通り土地は路線価、家屋は固定資産税評価額で評価	↗
	小口化不動産の評価方法の見直し ・小口化された貸付用不動産について、その取得時期にかかわらず、通常の取引価格×80%で評価 (R9.1.1～)	↗
法人税	少額減価償却資産の特例の拡充 ・少額減価償却資産の損金算入の特例について、取得価額を40万円未満(現行:30万円)に引上げ、R11.3.31まで3年間延長	↗
	特定生産性向上設備等投資促進税制の創設 ・「強い経済」を実現するため、全ての業種を対象に、大規模な特定生産性向上設備等投資促進税制を創設 (法律施行日～) ・生産性設備 投資合計35億円以上(中小企業5億円以上)投資した場合、100%即時償却又は7%税額控除(建物等は4%)	↗
	貢上げ促進税制の廃止・見直し ・中堅企業の貢上げ促進税制は、R8年度は高い貢上げを促す要件に強化した上で継続し、R9.3.31をもって廃止 ・中小企業の貢上げ促進税制について、R8年度から教育訓練費の上乗せ措置を廃止した上で継続し、R9以降は今後見直し	↗ ↘
	研究開発税制の見直し ・一般型について控除率・控除上限を見直し、中小企業向けに3年間の繰越控除制度を導入し、適用期限をR11.3.31まで3年間延長 ・AI・量子・半導体等について、国家戦略の重要な技術領域を促す観点から、「戦略技術領域型」を創設 (R9.4.1～)	↗
消費税	インボイス制度の2割特例の見直し ・免税事業者からインボイス選択し課税事業者となった個人に限り、R9～R10までの2年間の経過措置として「3割特例」を認める	↗
	インボイス制度の8割控除の見直し ・免税事業者からの課税仕入れについて、控除可能割合を緩和した上で、R13.9.30まで2年延長 ・控除可能割合を、R8.10から70%、R10.10から50%、R12.10から30%へ段階的に縮減	↗
	国境を越えたEC取引の消費課税の適正化 ・国境を越えた物品販売で、国外事業者の多くの無申告問題を受け、「プラットフォーム課税」を導入 (R10.4.1～) ・国境を越えた物品販売で、国内事業者との公平な競争環境確保のため、1万円以下の少額貨物につき消費税を課税	↗



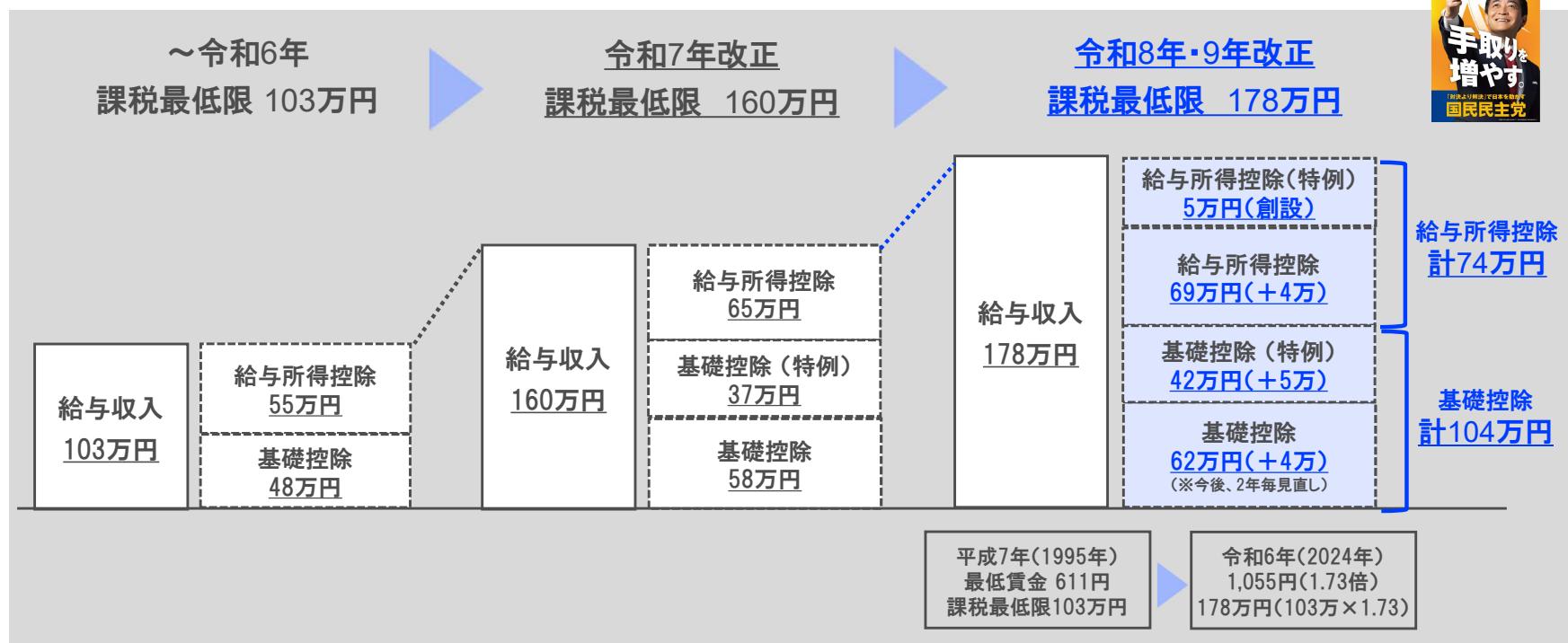
制度の概要

令和8年以降の所得税～(住民税は令和9年度～)

「足元厳しい物価高」及び「三党合意」を踏まえ、中低所得者に配慮して、“年収の壁”が178万円(R7:160万)へ引上げ

- ① 所得税の基礎控除：最大104万円(R7:最大95万円)まで9万円引上げ ([内訳] 本則62万円+特例最大42万円)
- ② 給与所得控除の最低保障額：74万円(R7:最大65万円)に9万円引上げ ([内訳] 本則69万円+特例5万円(創設))

【改正のイメージ(所得税)】



実務上の留意事項

- ① 住民税の基礎控除43万円については変更がない
- ② 令和8年分以後の所得税から適用されるが、令和8年分は年末調整で対応される
- ③ 給与等(公的年金等)の源泉徴収については、令和9年1月1日以後の源泉徴収分から適用される
- ④ 配偶者(特別)控除や扶養控除等の判定基準となる合計所得金額も、それぞれ4万円引き上がる
- ⑤ 「基礎控除の特例」については、令和7年分を含め、令和8年・令和9年までの時限措置となっている
- ⑥ 今後、基礎控除等は、定期的(2年ごと)に見直しされる(令和10年度税制改正で、物価指数を踏まえ見直しされる)



(1) 基礎控除の引上げ

合計所得金額	年収の目安	現行		改正案	
		令和7年・8年	令和9年以降	令和8年・9年	令和10年以降
132万円以下	200万円以下	95万円 (本則58万+特例37万)	95万円 (本則58万+特例37万)	104万円 (本則62万+特例42万)	99万円 (本則62万+特例37万)
132万円超 336万円以下	475万円以下	88万円			
336万円超 489万円以下	665万円以下	68万円			
489万円超 655万円以下	850万円以下	63万円			
655万円超 2,350万円以下	2,545万円以下	58万円			
2,350万円超 2,400万円以下	2,545万円以上	48万円	48万円	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円	32万円	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円	16万円	16万円	16万円
2,500万円超		控除なし	控除なし	控除なし	控除なし

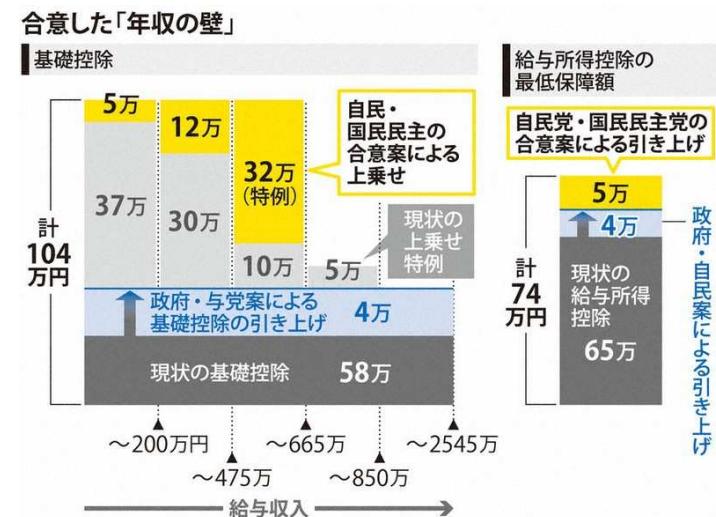
※住民税の基礎控除43万円は改正なし

(2) 給与所得控除額の引上げ

住民税の非課税ライン119万円
(基礎額等45万+74万)

給料収入(A)	現行	改正案	
		令和7年	令和8年・9年
190万円以下	65万円		74万円 (本則69万+特例5万)
220万円以下	A × 30%+8万円		A × 30%+8万円
360万円以下		A × 30%+8万円	
660万円以下	A × 20%+44万円	A × 20%+44万円	A × 20%+44万円
850万円以下	A × 10%+110万円	A × 10%+110万円	A × 10%+110万円
850万円超	195万円(上限)※	195万円(上限)※	195万円(上限)※

※子育て世帯等は、給与年収1,000万円超は、210万円上限



制度の概要

令和8年以降の所得税から(住民税は令和9年度~)



今回の基礎控除の改正に伴い、配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除等の対象者の所得判断基準がそれぞれ4万円引上げられる

(1) 人的控除の所得要件等の引上げ

人的控除	改正前		改正後 令和8年分以降の所得税~	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 <u>62万円</u> 以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	38万円
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする 合計所得金額 58万円超~133万円以下 (給与収入のみ:年収123万円超~201万円以下)	1万円~38万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする 合計所得金額 <u>62万円</u> 超~133万円以下 (給与収入のみ:年収 <u>136万円</u> 超~ <u>207万円</u> 以下)	1万円~38万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみ:年収123万円以下)	38万円~63万円	扶養親族の合計所得金額要件 <u>62万円</u> 以下 (給与収入のみ:年収 <u>136万円</u> 以下)	38万円~63万円
特定親族特別控除	一定の親族の合計所得金額要件 58万円超~123万円以下 (給与収入のみ:年収123万円超~188万円以下)	63万円~3万円	一定の親族の合計所得金額要件 <u>62万円</u> 超~123万円以下 (給与収入のみ:年収 <u>136万円</u> 超~ <u>197万円</u> 以下)	63万円~3万円
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみ:年収123万円以下)	27万円~75万円	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 <u>62万円</u> 以下 (給与収入のみ:年収 <u>136万円</u> 以下)	27万円~75万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみ:年収123万円以下)	27万円	扶養親族の合計所得金額要件 <u>62万円</u> 以下 (給与収入のみ:年収 <u>136万円</u> 以下)	27万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の合計額要件 58万円以下 (給与収入のみ:年収123万円以下)	35万円	生計を一にする子の総所得金額等の合計額要件 <u>62万円</u> 以下 (給与収入のみ:年収 <u>136万円</u> 以下)	<u>38万円</u>
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 85万円以下 (給与収入のみ:年収150万円以下)	27万円	勤労学生の合計所得金額要件 <u>89万円</u> 以下 (給与収入のみ:年収 <u>163万円</u> 以下)	27万円
家内労働者等の特例		65万円		<u>69万円</u>

※上記のうち「ひとり親控除」・「家内労働者等の特例」における改正は、令和9年分以後の所得税について適用される

制度の概要

令和8年1月1日の居住～令和12年12月31日まで



住宅ローン控除が、令和12年入居まで5年延長され、以下の通り見直しがされる

- ① **省エネ基準適合住宅**が令和12年度から新築等が認められなくなるため、**借入限度額を2,000万円(特例対象個人3,000万円)に縮小** 令和10年以後は、**新築**については**対象外**とし、**買取再販住宅(中古)**のみを**適用対象**
- ② **中古住宅**について、認定住宅等の**借入限度額を3,500万円(特例対象個人4,500万円)に拡大**、**控除期間を13年に拡充**
- ③ **立地要件を、安全・安心な住まいの実現の観点から、新築住宅について「土砂災害などの(災害レットゾーン)」を対象外**に
- ④ **床面積要件を、世帯規模の変化から、40m²の特例の対象範囲に中古住宅にも拡充** (特例対象個人は**上乗せ措置と選択適用**)

(1)住宅ローン控除の延長と見直し

※「特例対象個人」とは、夫婦いずれかが40歳未満の者又は19歳未満の扶養親族を有する者

			改正前	改正後	
			令和6年～令和7年	令和8年～令和9年	令和10年～令和12年
控除率			0.7%	0.7%	0.7%
借入限度額 及び 控除期間	新築・ 買取再販	認定住宅	4,500万円/13年 (特例対象個人5,000万円)		4,500万円/13年 (特例対象個人5,000万円)
		ZEH水準省エネ住宅	3,500万円/13年 (特例対象個人4,500万円)		3,500万円/13年 (特例対象個人4,500万円)
		省エネ基準適合住宅	3,000万円/13年 (特例対象個人4,000万円)	2,000万円/13年 (特例対象個人3,000万円)	新築:対象外 ※1 買取再販:2,000万円/13年 (特例対象個人3,000万円)
		一般住宅	新築:対象外 買取再販:2,000万円/10年		新築:対象外 買取再販:2,000万円/10年
	中古	認定住宅	3,000万円/10年		3,500万円/13年 (特例対象個人4,500万円)
		ZEH水準省エネ住宅		2,000万円/13年 (特例対象個人3,000万円)	2,000万円/13年 (特例対象個人3,000万円)
		省エネ基準適合住宅	2,000万円/10年		2,000万円/10年
立地要件	新築	要件無		災害レットゾーンは 対象外	
	買取再販・中古			要件無	
床面積要件	原則	50m ² 以上		50m ² 以上	
	緩和措置	特例居住用家屋・特例認定住宅等で 合計所得金額が1,000万円以下は40m ² 以上		住宅区分に問わらず、合計所得金額が1,000万円以下は 床面積40m²以上 (ただし、特例対象個人は、 上乗せ措置(借入限度額) と選択適用)	
所得要件			2,000万円以下	2,000万円以下	

(※)1 新築の省エネ基準適合住宅は、令和10年以後は**対象外**(R9.12.31以前に建築確認を受けたもの又はR10.6.30以前に建築した場合に限り、借入限度額2,000万円、控除期間10年が可)



制度の概要

令和9年1月1日以後開設された口座～

- ① 次世代の資産形成を支援を目的として、NISAのつみたて投資枠の対象年齢が18歳未満(0歳～17歳)に拡充される
- ② つみたて投資枠の対象となる指数について、対象株式指数が拡充される
- ③ 投資枠の対象商品の要件が、「投資対象の50%超が株式又は債券であること」へ緩和され、債券中心の商品が追加される

(1)NISAの拡充の内容

NISA口座数 R7.6月末現在:2,696万口座 ⇒ 政府のR9.12目標:3,400万口座に

	つみたて投資枠		成長投資枠
	こどもNISA	18歳以上	18歳以上
対象年齢	0歳～17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資上限	年間 60万円	年間 120万円	年間 240万円
非課税保有期間	17歳まで	無制限	無制限
非課税保有限度額	600万円	18歳に達した場合 自動的に移行	1,800万円 うち成長投資枠 1,200万円
投資対象商品	長期積立・分散投資に適した一定の投資信託 (読売株価指数・JPXプライム150指数が追加) (運用資産に株式が含まれる場合、債権比率50%超の投信等も対象)		上場株式・ETF・REIT・株式投信等 (高レバレッジ投資信託など対象から除外)
運用管理	一定の要件(※)の下、 12歳以降は払出可能		

※払出し事由が子の入学金・教育費又は生活費の支払いのためあり、かつ、子がその払出しに同意したことを示す書類を含む一定の書類の提出があった場合は、
12歳以降に払出しが可能（災害により居住家屋が全壊した場合等の事由で、税務署長の確認を受けた場合は、12歳より前でも払出しが可能）

実務上の留意事項

- ① 投資商品の売却後に非課税投資枠を売却年中に復活させる改正は見送られた
- ② 子の年齢が18歳に達した際、年間投資枠等について18歳以上の制度に自動的に移行する
- ③ 17歳までにつみたて投資枠を利用する場合、実質的に親や祖父母等からの贈与によるケースが多いと思われるため
それ以外に贈与を受けている場合は贈与税の申告もれに注意する必要がある



制度の概要

金融商品取引法の改正施行日の翌年1月1日の譲渡～

- ① 国民の資産形成に資する暗号資産に限り、総合課税の対象から、申告分離課税(20.315%)の対象になる
- ② 暗号資産の取引に係る譲渡損失は、一定の要件の下で、翌年以後3年間の繰越控除が創設される
- ③ 金融商品取引業者登録簿に記載されている暗号資産(「特定暗号資産」)に限定される

(1) 暗号資産(特定暗号資産)取引の改正の内容

	改正前	改正後
規制法令	資金決済法（支払手段の扱い）	金融商品取引法（有価証券に準ずる扱い）
所得税課税方式	総合課税（雑所得）	申告分離課税（譲渡所得）
所得税・住民税・復興特別所得税率	最大 55.945%	20.315%
譲渡損失の繰越控除	繰越不可	その年の翌年以後3年間繰越可能
適用対象取引	現物取引・デリバティブ取引	現物取引・デリバティブ取引 ETF(上場証券投資信託)

(2) 特定暗号資産以外の取引の改正

「特定暗号資産」に該当しない暗号資産は、総合課税の譲渡所得となり、以下の特例は適用されない

- ① 譲渡所得の特別控除
- ② 長期譲渡所得の1/2課税
- ③ 他の総合所得との損益通算（FX等と同様）

実務上の留意事項

- ① 暗号資産資産の内容が、具体的にビットコイン・イーサリアム・リップルなどの対象銘柄になるか確認が必要
- ② 所有する特定暗号資産の処分の日の判断が重要となる（総合課税か分離課税か、含み損の繰越の不可など）
- ③ 特定暗号資産の譲渡損の繰越控除の適用要件の確認が必要となる

制度の概要

令和9年以後の所得税から開始～

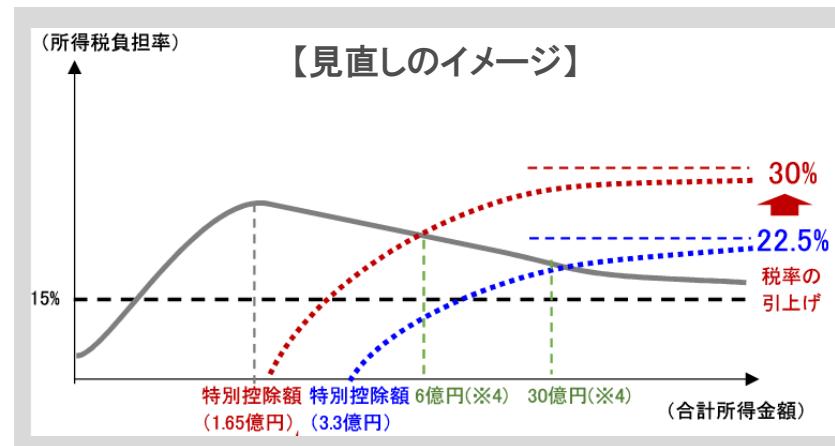
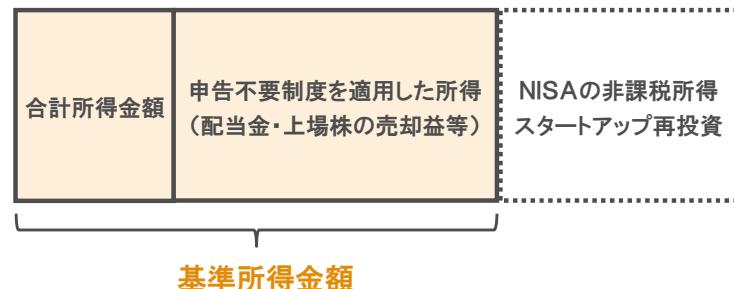


- ① 高所得者層ほど、所得に占める株式や不動産の譲渡所得の割合が高いことから、所得税の負担率が下がる逆転現象
- ② 令和5年度税制改正で、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化は導入されたが、まだ更なる適正化が必要
- ③ 税負担の公平化の確保の観点から、基準所得金額から控除する特別控除を1.65億円(現行:3.3億円)に引下げ、税率を30%(現行:22.5%)に引上げる

(1)改正の内容

改正前	改正後
<p>【所得税の計算】</p> <p>① 所得税額</p> <p>② (基準所得金額※ - 特別控除額3.3億円) × 22.5%</p> <p>③ ②が①を上回る場合、差額を申告納税</p>	<p>【所得税の計算】</p> <p>① 所得税額</p> <p>② (基準所得金額※ - 特別控除額1.65億円) × 30%</p> <p>③ ②が①を上回る場合、差額を申告納税</p>

※基準所得金額



実務上の留意事項

- ① M&A等により多額の株式譲渡所得や退職所得が見込まれる場合、多額の不動産譲渡所得が発生する場合には、改正の影響を受ける可能性がないか検討する必要がある（所得が3.3億円(現行9.9億円)を超えると追加負担あり）
- ② 影響があるのは、所得税のみで、住民税には影響がない

制度の概要

令和9年以後の所得税から開始～

会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層促進する観点から、**青色申告特別控除**について以下の見直しが行われる

- ① 複式簿記の65万円控除(現行:55万円控除)に、**電子申告を要件**に追加
- ② 上記複式簿記のうち、「**優良な電子帳簿**」や「**請求書データ等の自動連携**」の場合、75万控除(現行:65万円)に**拡大**
- ③ 10万円控除のうち、**簡易簿記の対象者**を収入1,000万円以下の小規模事業者に**限定**

(1)改正の内容



現行		改正後	
条件	控除額	条件	控除額
複式簿記 + イ～ハのいずれか イ. 優良な電子帳簿(訂正削除履歴) ロ. 請求書データ等と自動連携 ハ. 電子申告	65万円	複式簿記 + 電子申告 + イ・ロのいずれか イ. 優良な電子帳簿(訂正削除履歴) ロ. 請求書データ等と自動連携	75万円
		複式簿記 + 電子申告	65万円
複式簿記(上記イロハ満たさず)(例)書面申告	55万円	複式簿記(書面申告)	10万円
簡易簿記	10万円	簡易簿記(収入1,000万円以下)	10万円
		簡易簿記(収入1,000万円超)	0円

実務上の留意事項

- ① 控除額を75万円受けるためには、「**優良な電子帳簿**」や「**請求書データ等の自動連携**」の要件を満たしているか確認が必要
- ② 改正後、**複式簿記**で書面にて所得税申告書等を提出する場合には、控除額10万円(現行:55万円)となり増税となる
- ③ 改正後、**簡易簿記**により記帳した場合、収入金額1,000万円を超える場合は、控除額が0円(現行:10万円)となり増税となる
- ④ 改正後、正規の簿記の原則に従った記帳、e-Taxを活用した電子申告、帳簿書類等の電子保存が普及すると想定される



制度の概要

令和8月4月以後～

国家公務員に対する「令和7年度人事院勧告」を受け、マイカー通勤手当の非課税制度が見直しされる

- ① マイカー通勤に係る通勤手当について、以下の通り所得税非課税限度額が引上げられる
- ② 駐車場等の利用に対する通勤手当が、月額5,000円までの駐車場代を非課税とする措置が創設される

(1)マイカー通勤の通勤手当の非課税限度額の改正

通勤距離区分	マイカー通勤手当の非課税限度額		
	現行 (~R7.3)	現行 (R7.4～R8.3)※1	改正案 (R8.4～)
片道 2km未満	(全額非課税)	(全額非課税)	(全額非課税)
2km以上 10km未満	4,200円	4,200円	4,200円
10km以上 15km未満	7,100円	7,300円	7,300円
15km以上 25km未満	12,900円	13,500円	13,500円
25km以上 35km未満	18,700円	19,700円	19,700円
35km以上 45km未満	24,400円	25,900円	25,900円
45km以上 55km未満	28,000円	32,300円	32,300円
55km以上 65km未満	31,600円	38,700円	38,700円
65km以上 75km未満			45,700円
75km以上 85km未満			52,700円
85km以上 95km未満			59,600円
95km以上			66,400円
駐車場利用加算	なし		月額最大5,000円上乗せ ※2

※1 令和7年11月20日の政令改正を施行済み

※2 一定の要件を下に、通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの駐車場等の料金相当額(5,000円上限)を加算する

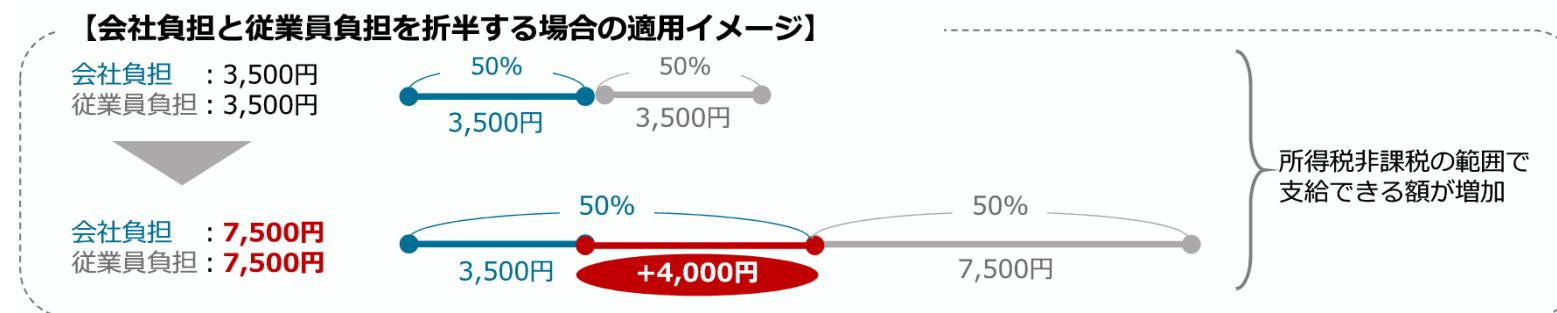
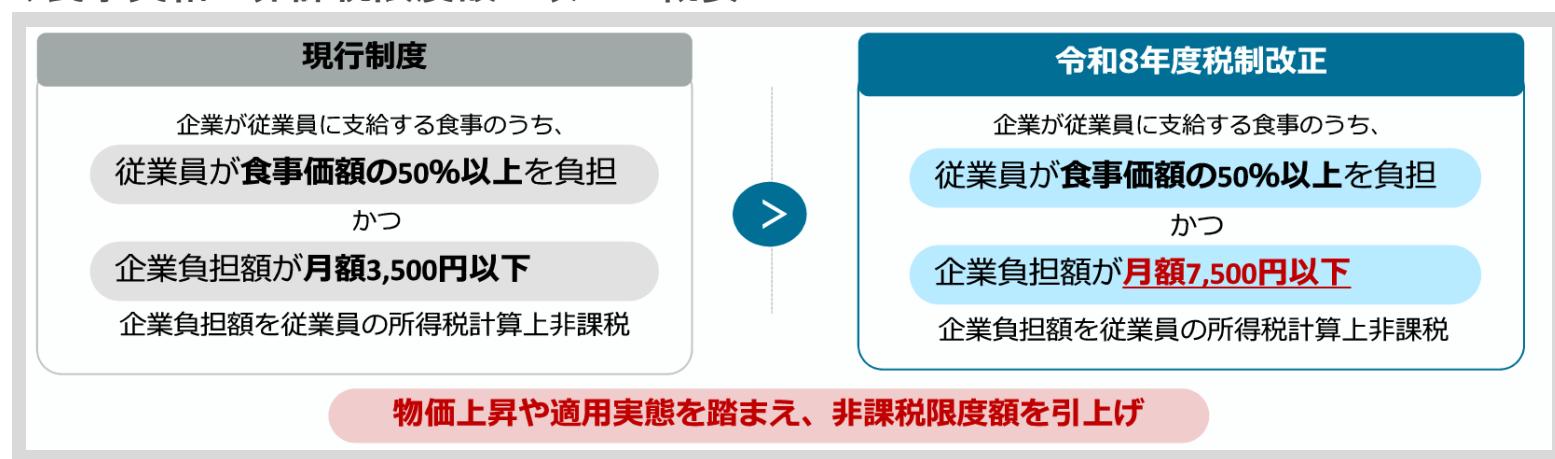


制度の概要

令和8年4月以後～

- ① 使用者(会社)からの食事の支給(現物)により受ける経済的利益について、所得税が非課税とされる食事の支給に係る使用者の負担の上限が、月額7,500円(現行:月額3,500円)に引上げられる
- ② 使用者(会社)が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について、所得税が非課税とされる1回の支給額が650円以下(現行:300円以下)に引上げられる

(1) 食事支給の非課税限度額の改正の概要



実務上の留意事項

- ① 非課税の要件を満たさない場合は、使用者(会社)負担額が、給料として課税される（金額は税抜きで判定）
- ② 近年、食事補助など福利厚生の充実が、従来の定期昇給以外で、実質手取りを増やせる「第三の賃上げ」として注目

制度の概要

令和10年分以後の個人住民税から



ふるさと納税の健全な運用、税負担の公平な確保に向け、以下の見直しがされる

- ① 超高額所得者に対する優遇を制限するため、住民税の特例控除額について定額上限193万円が設定される
(給料収入が1億円相当を想定し、438万円を寄附した場合の住民税の特例控除額193万円で設定 ※図参照)
- ② 自治体が活用できる財源割合を令和11年に6割以上とするため、経費率が5割から「4割」まで段階的に引下げ
- ③ 法令違反をした自治体の指定取消期間を3年以内(現行:2年)とし、最大5年前(現行:2年前)の違反事案まで遡れるように見直しされる

(1) 超高額所得者のふるさと納税の上限設定 イメージ

寄付額 438万円上限到達

住民税の特例控除額上限 193万円

給与収入1億円の方が438万円寄附した場合の控除イメージ

<基本分:変更なし>		<定額上限の対象>
所得税 所得控除(45%) 201万円	個人住民税 基本控除分 (10%) 44万円	個人住民税 特例控除分 193万円
		438万円

※ 独身又は夫婦共働き(給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方)の場合

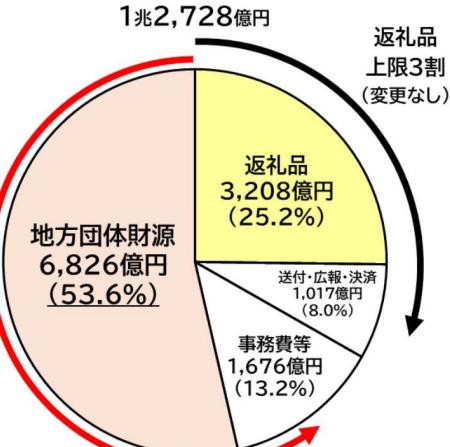
【総務省 令和8年度税制改正概要より抜粋】

(2) 財源割合の段階的引上げ イメージ

地方団体財源の割合

令和6年度受入実績
1兆2,728億円

地方団体財源の割合

60%以上
(令和8年度から
段階的に適用)

【総務省 令和8年度税制改正概要より抜粋】

実務上の留意事項

- ① 給料収入のみの方であれば、1億円以上の方が増税となる
- ② 適用時期は、実質令和9年分の寄附から適用となり、住民税は、令和10年度分の個人住民税から適用される

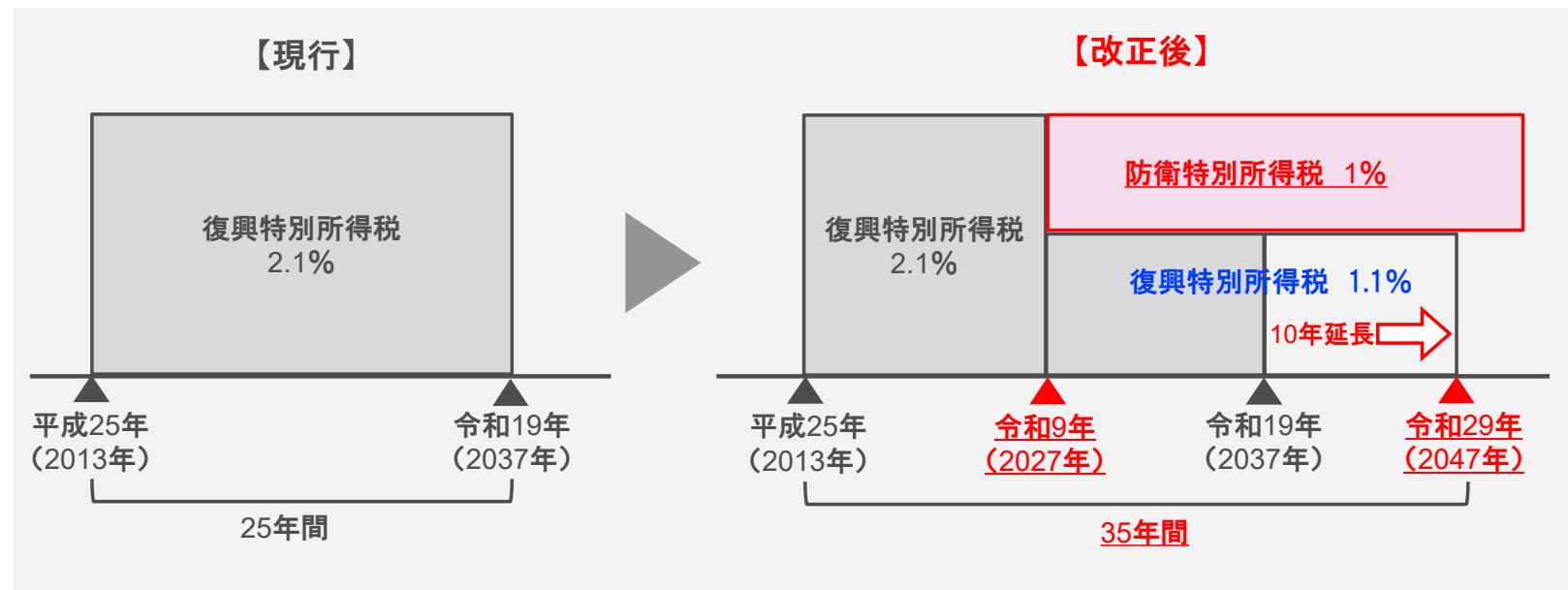
制度の概要

令和9年1月以後～

- ① 防衛力強化の安定的な財源を確保するため、所得税額に対して1%の防衛特別所得税(仮称)が創設される
- ② 復興特別所得税の税率を1.1%(現行2.1%)に引下げるに伴い、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源を確実に確保する観点から、課税期間が令和29年まで(現行:令和19年まで)10年間延長される



(1)改正のイメージ



実務上の留意事項

- ① 防衛特別所得税(仮称)は、令和9年分以降、当分の間適用される
- ② 復興特別所得税は、令和9年分以降、令和29年(現行:令和19年)まで適用される
- ③ 単年で負担増はないが、復興特別所得税の延長により実質的に増税になっている



(1) 総合課税の対象となる社債利子等の範囲の拡大



制度の概要

令和8年4月1日以後の社債の利子及び償還～

同族会社の株主が支払を受ける社債利子について、以下のスキームについても総合課税の対象とされる

- ① **第三者法人介在型**：同族会社から第三者(特定法人)を経由して社債利子の支払を受けるケース
- ② **たすき掛け型**：複数の同族会社の株主が、それぞれ相手方の同族会社(特定法人)から互いに社債利子の支払を受けるケース

(2) ひとり親控除の控除額引上げ



制度の概要

所得税:令和9年分～ 住民税:令和10年分～

ひとり親控除について、所得税控除額を38万円(現行:35万円)、住民税控除額を33万円(現行:30万円)に引上げる

(3) 子育て世帯等の生命保険料控除の延長



制度の概要

令和9年分まで～

子育て世代等(年齢23歳未満の扶養親族を有する場合)の一般生命保険料控除の2万円上乗せ措置を1年間延長する

(4) 給料収入が高い年金受給者の合計控除額の調整



制度の概要

令和9年分以降～

給与収入と公的年金等収入の両方ある場合、給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額の上限を280万円に引下げる

(5) セルフメディケーション税制の見直し・延長



制度の概要

令和9年分まで～

セルフメディケーション税制について、医薬品の範囲から瘦身・美容目的の医薬品を除外する等の見直しの上、5年間延長する

(6) 国民健康保険税の課税限度額の見直し・減額判定所得基準の引上げ



制度の概要

改正予定日、税制改正大綱に明示なし

① 国民健康保険税の基礎賦課額の課税限度額を67万円(現行:66万円)に引上げる

② 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準を以下に引上げ

- ・5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数×31万円(現行:30.5万円)へ引上げる
- ・2割軽減の場合は、被保険者等の数×57万円(現行:56万円)へ引上げる

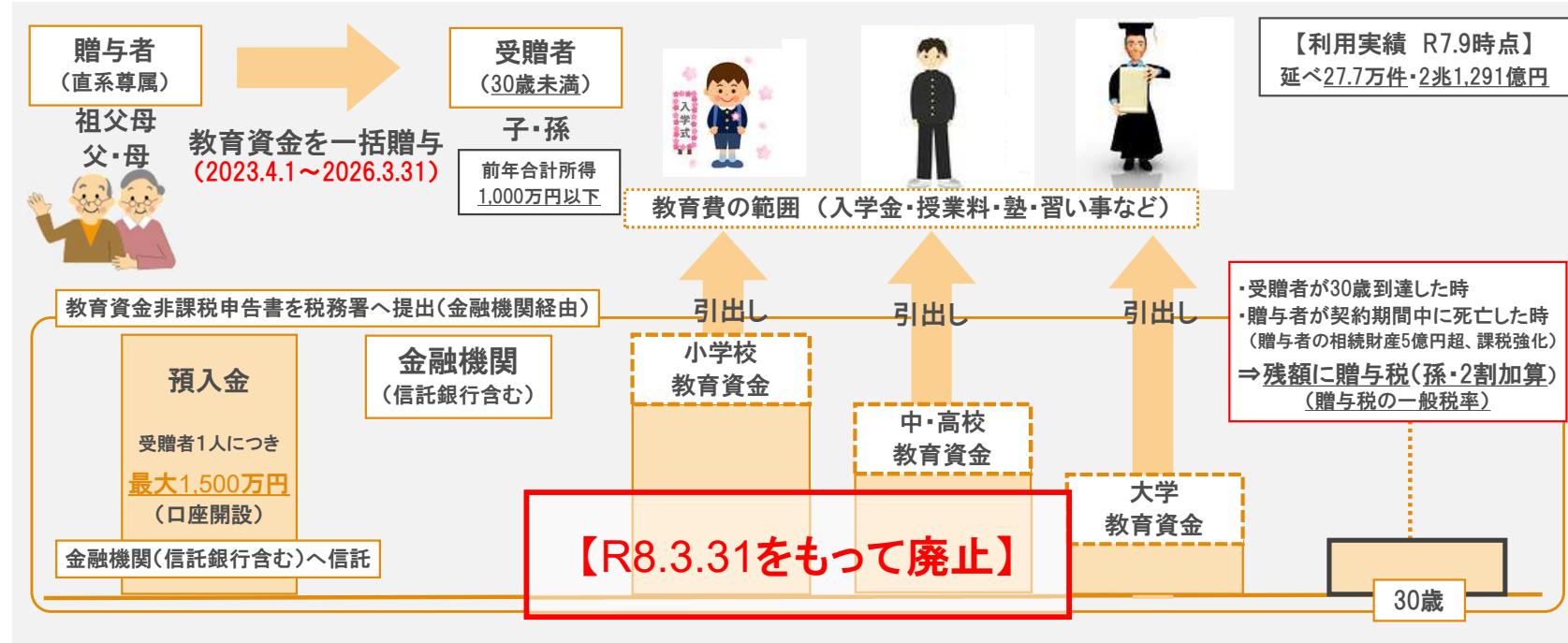
制度の概要

令和8年3月31日まで



教育資金の一括贈与非課税制度につき、これまでの利用実績や格差固定化の懸念、教育費の無償化や負担軽減の進展、NISAの拡充等、教育無償化に伴う財源の確保を理由に、**適用期限(R8.3.31まで)**をもって**廃止**される

(1) 教育資金一括贈与の概要



実務上の留意事項

- ① 令和8年3月31日までに駆け込みの教育資金口座の開設・金銭の拠出手続きが行われることが想定される
- ② 本制度廃止後、令和8年4月以降の教育費に関する本措置以外の制度として、以下の制度が利用できる
 - ・教育資金のその都度贈与（扶養義務者が支払う通常必要と認められる生活費・教育費の非課税）
 - ・暦年贈与・相続時精算課税による贈与
 - ・税制以外の措置（幼児教育から高等教育までの教育費の各種無償化・負担軽減）
- ③ 「結婚・子育て資金一括贈与非課税制度」は、適用期限R9.3.31で終了するかは、令和9年税制改正で決定される

制度の概要

法人:計画の提出期限のみ令和9年9月30日まで延長 個人:令和10年9月30日まで延長



適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、提出期限を以下の通り延長する

- ① 法人版特例事業承継税制：令和9年9月30日まで（1年6ヶ月延長）
- ② 個人版特例事業承継税制：令和10年9月30日まで（2年6ヶ月延長）

(1)特例承継計画等の提出期限の延長



【経済産業省 令和8年度税制改正概要より抜粋】

実務上の留意事項

- ① 期限の延長は、承継計画の提出期限のみであり、本制度の適用期限は延長されない見込みであるため、適用を受ける場合には、早めに検討する必要があります
- ② 本制度の適用期限後の事業承継のあり方については、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、令和9年度税制改正にて引き続き検討がされる予定です

制度の概要

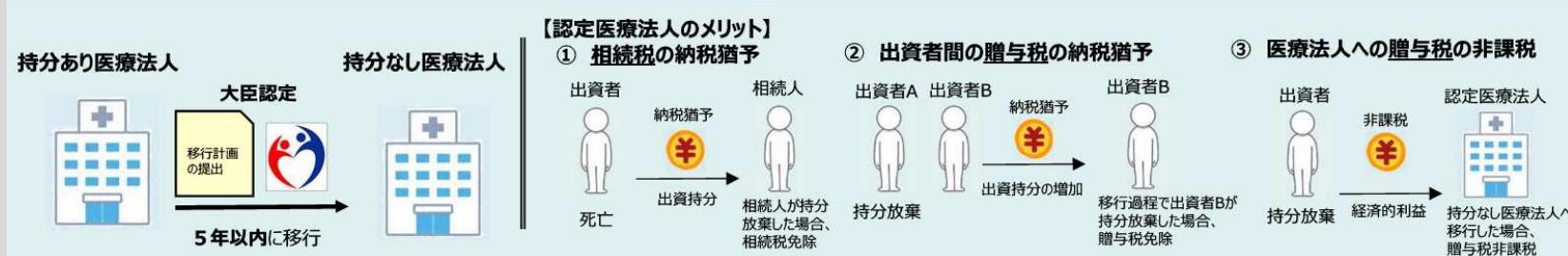
令和9年1月1日～令和11年12月31日まで3年間延長



- ① 「持分なし」への医療法人は着実に進んでいるものの、現状でも移行する意思のある医療法人が一定数存在するため、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の適用期限を令和11年12月31日まで3年間延長する
- ② 特定外国人診療の自由診療に係る診療費要件について、訪日外国人診療に伴う医療機関の負担に鑑み、訪日外国人に対して請求できる診療費の上限が緩和される

(1)制度の内容

- ・ 医療法人の「非営利性」の徹底を主眼とした平成18年の医療法改正により、平成19年度以降は「持分あり医療法人」の新規設立はできることになった。
(注) 医療法人の非営利性の徹底及び地域医療の安定性の確保を図るため、医療法人の残余財産の帰属すべき者から個人（出資者）を除外し、国等に限定した。
- ・ 平成26年の医療法改正により「認定医療法人制度」が創設(平成26年10月1日施行)され、「持分あり医療法人」が「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当である場合は、厚生労働大臣の認定を受けるとともに、税制上の優遇を受けることができることになった。
(注) 出資者の相続人への相続税及び出資者間の贈与税の非課税措置の優遇措置を導入（下図①②）
- ・ 平成29年10月からは、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置(下図③)も導入されたこと等により、認定医療法人制度の活用件数は増加している。
(注) 平成27年度から平成29年度に「持分あり」から「持分なし」へ移行した315法人のうち47法人(15%)が、
平成30年度から令和6年度に「持分あり」から「持分なし」へ移行した1,388法人のうち983法人(71%)が認定医療法人制度を活用
- ・ 「持分なし」への移行は着実に進んでいるものの、現状でも移行する意思のある医療法人が一定数存在するため、適用期限を3年延長する。
(注) 医療法人数 平成18年度末 約4.4万法人 うち、持分あり医療法人：約4.3万法人(98%)、持分なし医療法人：約0.1万法人(2%)
令和6年度末 約5.9万法人 うち、持分あり医療法人：約3.6万法人(61%)、持分なし医療法人：約2.3万法人(39%)



【厚生労働省 令和8年度税制改正概要より抜粋】

実務上の留意事項

- ① 厚生労働大臣の認定を受けた医療法人は「認定医療法人」となり、税制優遇や融資制度を利用することはできますが6年間の充足要件を満たす必要があります

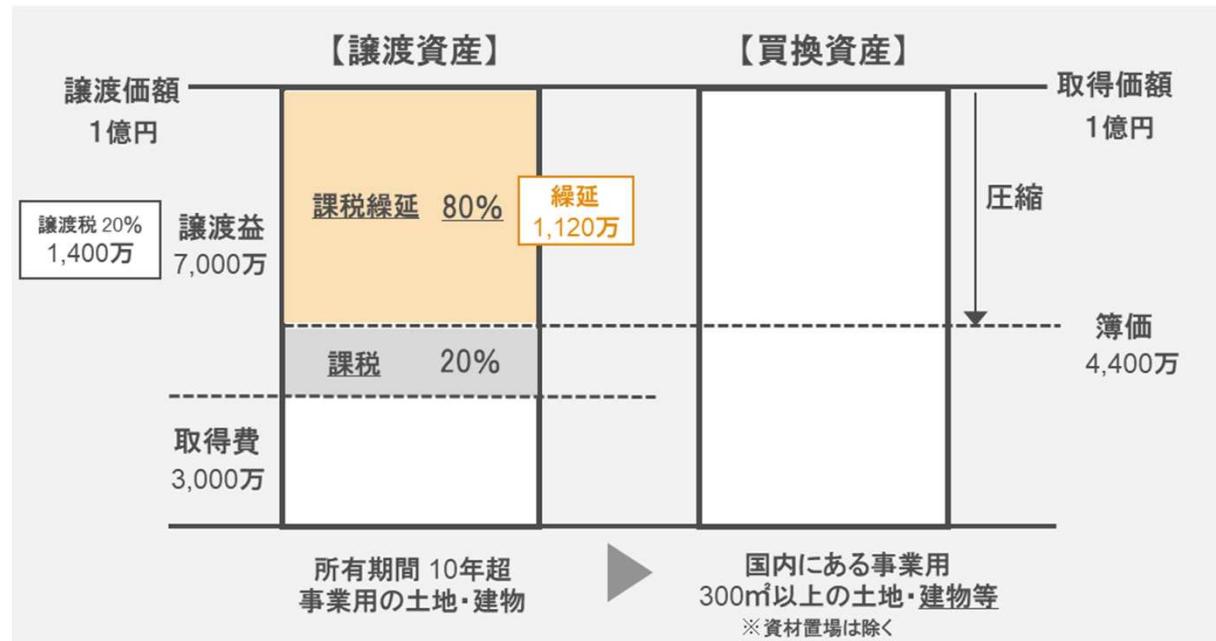
制度の概要

【個人】令和8年4月1日～令和11年3月31日まで 3年間延長



長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、持続的な経済成長を実現するため対象となる**買換資産**について**一部見直し**の上、**適用期限をR11.3.31まで3年間延長する**（法人も同様）

(1)特定の事業用資産の買換え特例のイメージ



(2)買換資産の一部見直し

号数	種類	改正後
3号	長期保有土地等 事業用資産の買換え	<p>買換資産のうち、次の資産を限定</p> <p>① 建物・付属設備：特定施設(※)の用に供される建物・付属設備 ② 構築物：特定施設(※)に係る事業の遂行上必要なもの</p> <p>※ 特定施設とは、事務所・工場・作業所・研究所・営業所・店舗・倉庫・住宅その他これらに類する施設(福利厚生施設を除く)</p>



制度の概要

【固定資産税】令和9年以後年度分～【不動産取得税】令和8年4月1日～



物価上昇が継続していることを踏まえ、税制のうち「長年据え置かれたままの基準額」について、省庁横断的・網羅的に点検し、地方税については、固定資産税と不動産取得税の免税点が以下のように引上げられる

(1) 固定資産税と不動産取得税の免税点の引上げ

税目	前回の見直し	種類	免税点	
			現行	改正案
固定資産税	平成3年	土地	30万（改正なし） ※平成3年と比較した場合、地価が下落しているため据置	
		家屋	20万円	<u>30万円</u>
		償却資産	150万円	<u>180万円</u>
不動産取得税	昭和48年	土地	10万円	<u>16万円</u>
		家屋 (1戸)	建築分	23万円
			その他	<u>66万円</u>
				12万円
				<u>34万円</u>

実務上の留意事項

- ① 固定資産税の免税点引上げの開始時期は、令和9年度以降の年度分から適用が開始される
- ② 不動産取得税の免税点引上げの開始時期は、令和8年4月1日以後の取得分から適用される
- ③ 償却資産税の免税点が180万円になる

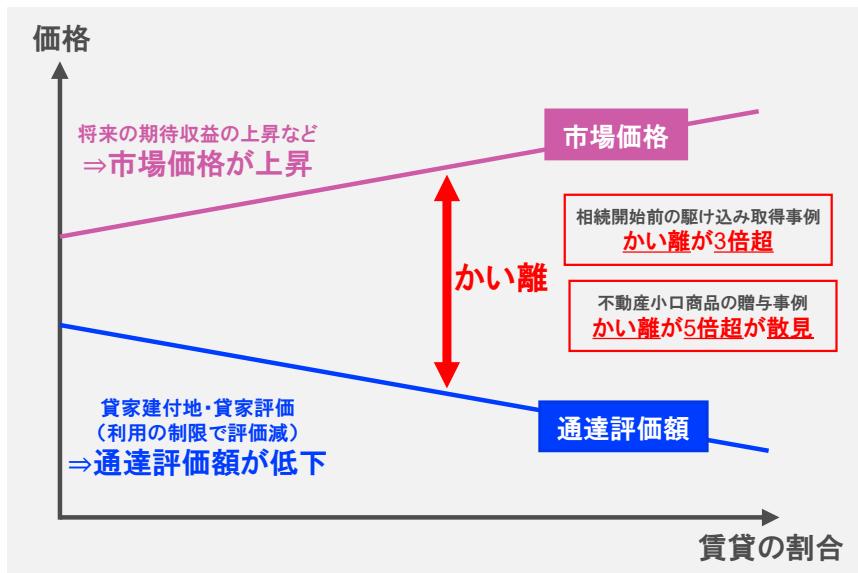


制度の概要

令和9年1月1日以後に相続等による取得する財産の評価～

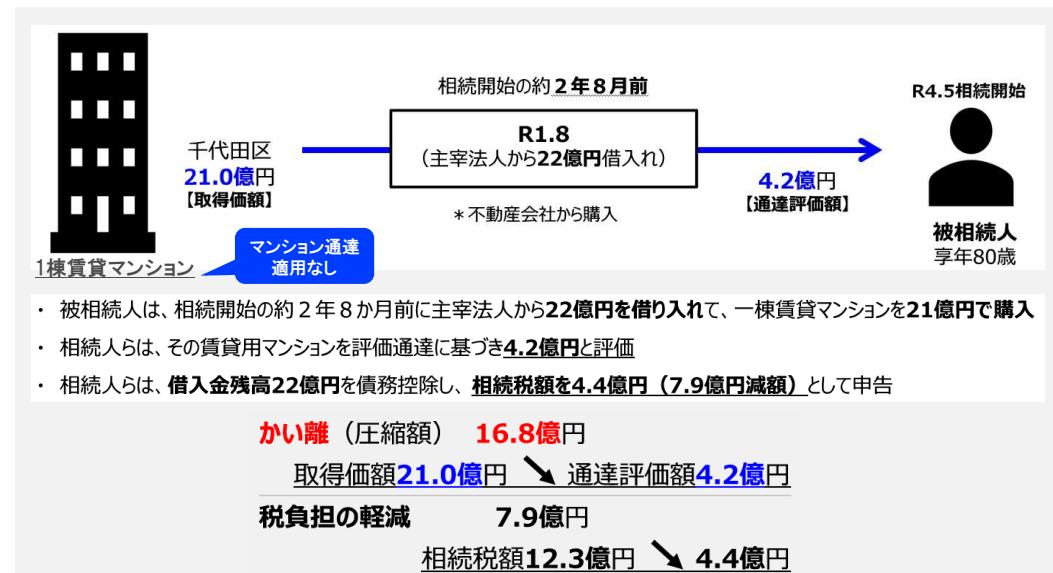
貸付用不動産の「市場価格」と「通達評価額」とのかい離の利用によって、相続税や贈与税が大幅に圧縮している実態を踏まえ、相続等の直前に取得・新築した貸付用不動産の評価方法が見直しがされる

(1) 貸付用不動産の市場価額と通達評価額の関係



【R7.11.13 政府税制調査会「財産評価を巡る諸問題(国税庁)より作成】

(2) 事例 (不動産評価の圧縮によるスキーム)



【R7.11.13 政府税制調査会「財産評価を巡る諸問題(国税庁)より抜粋】

種類	構造等	取得日	市場価格	通達評価額	③ 鑑定評価額	かい離額 (①-②)	かい離額 (③-②)	かい離率
			① 取得価額	② 通達評価額				取得/通達 (①/②)
共同住宅	RC11階	R1.8.8	21.0億円	4.2億円	18.5億円	16.8億円	14.3億円	4.99倍
								取得/鑑定 (①/③)

実務上の留意事項

- ① 近年、賃貸用不動産を利用したスキームが依然として散見され、評価通達6項により個別対応せざるを得ないこうした実態を踏まえ、相続税法の時価主義の下、評価の適正化及び課税の公平を図りつつ、より実勢価格に近い評価方法へ改正される



制度の概要

令和9年1月1日以後に相続等による取得する財産の評価～

- ① **相続開始・贈与前5年以内**に対価を伴う取引により**取得又は新築した一定の貸付用不動産**について、課税時期における「**通常の取引価額に相当する金額**」によって**評価**される

(1)賃貸用不動産の評価方法の改正の内容

		改正案
対象	被相続人・贈与者が、 相続開始・贈与前5年以内 に 有償 で 取得又は新築した一定の貸付用不動産	
評価	課税時期 5年以内	課税時期における 通常の取引価額に相当する金額(※) ※1 取得価額を基に評価額を算定する場合は、原則、取得時から課税時期までの地価変動等の影響等を加味するとともに、評価の安全性を考慮する（ 80%評価 ） 建物は 定額法の未償却残高 ※2 区分所有マンション通達の対象となる不動産 のうち 貸付用 のものは、今回の 見直しの対象 となる ※3 今回の見直しによる 通達の改正(公開)日 までに、被相続人等が 同日の5年前から所有している土地 の上に 家屋を新築・建築中 の場合には、 従前の通りの評価 となる
	課税時期 5年超	現行の評価方法で評価 ・家屋： 固定資産税評価額 × (1-借家権割合) 【貸家評価】 ・土地： 路線価 × (1-借地権割合 × 借家権割合) 【貸家建付地】

実務上の留意事項

- ① 今回の対象が、**被相続人・贈与者**であるが、**法人**が**取得した貸付用不動産**について**見直しの対象(3年→5年)**となるのか？
対象となる場合、取引相場のない株式を評価する際の純資産価額の算定についても同様の見直しがされるのか確認が必要
- ② 今回の対象が、**一定の貸付用不動産**であるのみで、**具体的な対象**の確認が必要
- ③ 評価方法が取得時から課税時期までの**地価変動等の考慮方法等**を含め、**具体的な評価額の計算方法**の確認が必要
- ④ 課税時期が貸地・貸家の場合、**貸宅地・貸家建付地・貸家・小規模宅地の評価減**は受けられるのか、今後の確認が必要
- ⑤ **通達の改正日**によって、改正後の評価方法が適用されるかどうかの判断が変わるため、**改正日に注意**が必要
(駆け込み贈与も予想されるが、行き過ぎは、総則6項に基づく課税処分受ける可能性が高いと予想される)
- ⑥ **区分所有マンション通達の対象となる不動産**も、**貸付用**は今回の対象としているが、**貸付用か否か**の判定は課税時期でするのかなど、**実務的に疑問点・不明点多数**あり、**今後の通達改正で入念に確認する必要**がある



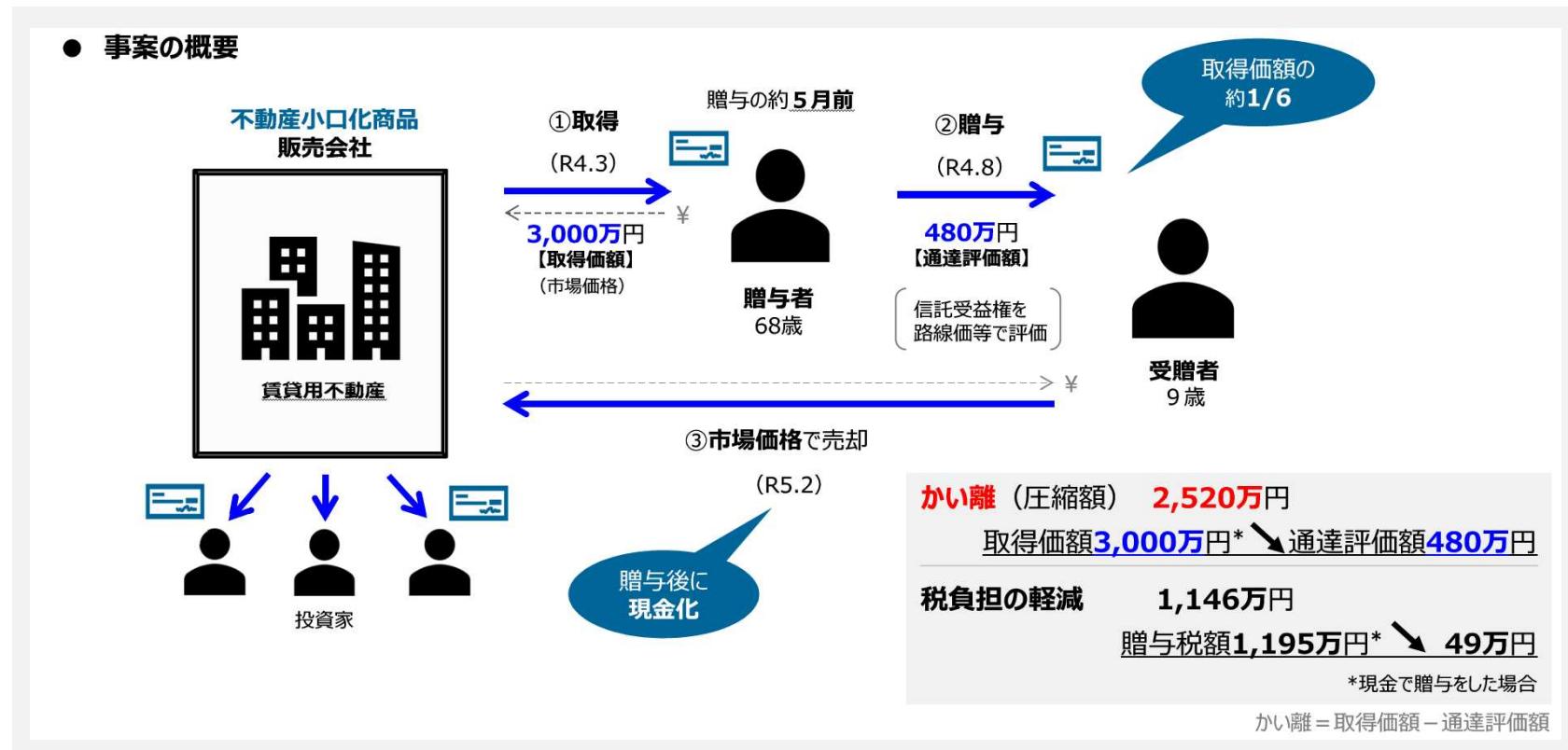
制度の概要

令和9年1月1日以後に相続等による取得する財産の評価～

小口化商品の貸付用不動産の「市場価格」と「通達評価額」との乖離の利用によって、相続税や贈与税が大幅に圧縮している実態を踏まえ、小口化された貸付用不動産の評価方法が見直しがされる

(1)事例（不動産小口化商品による不動産評価の圧縮によるスキーム）

● 事案の概要



【R7.11.13 政府税制調査会「財産評価を巡る諸問題(国税庁)より抜粋】

実務上の留意事項

- ① 近年、小口化不動産を利用したスキームが依然として散見され、評価通達6項により個別対応せざるを得ないこうした実態を踏まえ、相続税法の時価主義の下、評価の適正化及び課税の公平を図りつつ、より実勢価格に近い評価方法へ改正される



制度の概要

令和9年1月1日以後に相続等による取得する財産の評価～

- ① 小口化された貸付用不動産について、その取得の時期にかかわらず、課税時期における「通常の取引価額に相当する金額」によって評価される

(1) 小口化された貸付用不動産の評価方法の改正の内容

改正案	
対象	<p><u>取得時期にかかわらず、小口化された貸付用不動産(※)</u></p> <p>(※) 不動産特定共同事業契約又は信託受益権にかかる金融商品取引契約のうち、一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産</p>
評価	<p>課税時期における<u>通常の取引価額に相当する金額(※)</u></p> <p>※ 課税上の弊害がない限り、次のいずれかの金額によって評価することができる</p> <p>① 出資者等の求めに応じて、事業者等が示した<u>適正な処分価格・買取価格等</u> ② 事業者等が把握している<u>適正な売買実例価額</u> ③ 定期報告書に記載された不動産の価格等</p> <p>（注）上記①②③に該当するものがない場合は、<u>取得価格を基に地価の変動等を考慮して計算した金額の80%</u>で評価</p>

実務上の留意事項

- ① 小口化不動産については、取得時期にかかわらないため、既に所有している物件も今回の対象になるため、改正後も保有している場合は、想定していた税務上のメリットが享受できない可能性がある
- ② 上記を踏まえ、駆け込みでの贈与が想定されるが、総則6項に基づく課税処分受ける可能性もある
また、小口化不動産販売会社で、贈与による名義変更の受付をしない等の対応をしている会社も出てくると予想されます。
- ③ 今回の改正の趣旨の一つに、J-REITなどの不動産ファンドが有価証券として取引価格等によって評価されることに合わせる目的もあるため、小規模宅地の評価減も適用ができるかどうか、今後の改正に内容を確認する必要がある
- ④ 小口化不動産市場における売却圧力の増加や、価格への影響の可能性もある
- ⑤ 実務上、相続又は贈与が発生する都度、事業者等から適正な処分価格等の提示を受けることができるか不安がある

(1) 特定の居住用財産の買換え・交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

制度の概要

令和9年12月31日まで 2年間延長

- ① 特定の居住用財産の買換え・交換の特例(売却益の課税の繰延)について、一定の要件を見直して、適用期限を2年間延長

(2) 居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度の延長

制度の概要

令和9年12月31日まで 2年間延長

- ① 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除について、一定の要件を見直して、適用期限を2年間延長
- ② 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除(残債がある自宅の売却損の以降3年間の繰越控除)の適用期限を2年間延長

(3) 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除の延長

制度の概要

令和10年12月31日まで 3年間延長

- ① 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、一定の措置を講じた上で、適用期限を3年間延長

(4) 認定住宅等の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の延長

制度の概要

令和10年12月31日まで 3年間延長

- ① 認定住宅等の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、一定の措置を講じた上で、適用期限を3年間延長

(5) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の延長

制度の概要

令和10年12月31日まで 3年間延長

- ① 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、一定の措置を講じた上で、適用期限を3年間延長

(6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

制度の概要

令和10年12月31日まで 3年間延長

- ① 優良住宅地の造成等の長期譲渡所得の課税の特例について、一定の措置を講じた上で、適用期限を3年間延長

(7) 低利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の延長

制度の概要

令和10年12月31日まで 3年間延長

- ① 低利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除について、適用期限を3年間延長

(8) 土地の所有権移転登記等の登録免許税の特例の延長



制度の概要

令和8年4月1日～令和11年3月31日まで3年間延長

- ① 土地の所有権移転登記等の登録免許税の特例について、適用期限を3年間延長

特例措置	本則	特例措置	延長期間
① 土地の所有権移転登記	2%	1.5%	3年間
② 信託登記	0.4%	0.3%	

(9) 新築住宅特例適用住宅用用地に係る不動産取得税の減額措置の延長



制度の概要

令和13年3月31日まで5年間延長

- ① 新築住宅特例適用住宅用用地に係る不動産取得税の減額措置について、適用期限を5年間延長

(10) 新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の延長



制度の概要

令和13年3月31日まで5年間延長

- ① 新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、一定の要件を見直して、適用期限を5年間延長

(11) 新築住宅・新築認定長期優良住宅・耐震改修等に伴う固定資産税の軽減措置の延長



制度の概要

令和13年3月31日まで5年間延長

- ① 新築住宅・認定長期優良住宅・耐震改修等の固定資産税の軽減措置について、一定の要件を見直して、適用期限を5年間延長

内容		減額割合※	床面積基準 改正	延長期間
新築住宅	新築住宅	1/2減額	40m ² (現行:50m ²)以上 280m ² 以下	5年間
	3階以上の中高層耐火建築物			
認定長期優良住宅	新築認定長期優良住宅	1/2減額	40m ² (現行:50m ²)以上 280m ² 以下	5年間
	3階以上の中高層耐火建築物			
耐震改修等	耐震改修	1/2減額	40m ² (現行:50m ²)以上 280m ² 以下	5年間
	バリアフリー改修	1/3減額		
	省エネ改修	1/3減額		
	長期優良住宅化	2/3減額		



制度の概要

令和8年4月1日～令和11年3月31日まで 3年間延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、制度が創設された平成15年以後の主要な対象資産の価格動向等も踏まえ、対象法人や対象資産の見直しの上、令和11年3月31日まで3年間延長する

- ① 対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満(現行:30万円未満)に引き上げる
- ② 対象となる法人から、「常時使用する従業員数が400名(現行:500名)を超える法人」を除外する
- ③ 上記の見直しに伴い、租税特別措置法の取得価額要件について40万円以上(現行:30万円以上)に引き上げる

(1) 少額減価償却資産の特例の改正概要

約66万社の中小企業が本制度を活用

項目	現行	改正後
対象法人	中小企業者等のうち、常時使用する従業員の数 500名以下の法人※	中小企業者等のうち、常時使用する従業員の数 <u>400名以下</u> の法人※
取得価額	30万円未満	<u>40万円未満</u>
限度額	1年当たり <u>300万円</u> に達するまでの取得価額の合計額（限度額は改正はなし）	

※ 特例法人(①資本金が1億円を超える法人、②通算法人、③保険業法に規定する相互会社、④投資法人、⑤特定目的法人)は300名以下が対象

(2) 上記見直しによる租税特別措置法の改正

租税特別措置	現行	現行	改正後
中小企業投資促進税制	工具	単品30万円以上かつ合計120万円以上	<u>単品40万円</u> 以上かつ合計120万円以上
中小企業経営強化税制	工具・器具備品	30万円以上	<u>40万円以上</u>
中小企業防災・減災投資促進税制	器具備品	30万円以上	<u>40万円以上</u>

実務上の留意事項

- ① 今回の改正は、所得税についても、法人税と同様に、取得価額の引上げ及び適用期限の延長が行われる
- ② 少額減価償却資産の損金算入額について、適用を受ける年間限度額300万円については変更されない



制度の概要

産業競争力強化法の改正法の施行日～R11.3.31まで

危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値型の設備投資を促進する観点から全ての業種を対象に、大規模な設備投資に向けた税制優遇として、特定生産性向上設備等促進税制が創設される



(1)適用要件の概要

項目	適用要件
対象法人	<p>青色申告法人（全ての業種） ※中小企業者等以外の法人は、次の①又は②に該当しない場合は適用不可</p> <p>① 当期所得≤前期所得 ② 次のいずれも満たす場合 - 繼続雇用者給料増加割合が前年比1%以上（一定の大企業2%以上） - 国内設備投資額が当期償却費総額の30%を超えること（一定の大企業は40%以上）</p>
対象資産	<p>生産性設備を構成する機械装置・工具・器具備品 建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェア ※事務用器具備品・本店・寄宿舎建物、福利厚生施設、貸付け用に供するものは対象外</p>
投資計画の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投資合計額35億円以上（中小企業は5億円以上） ○ 年平均の投資利益率(ROI)が15%以上の見込み ○ 資金調達手段が記載されていること ○ 取締役会等の適切な機関で意思決定済みなど
確認期間	産業競争力強化法の改正法の施行日から 令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認
措置期間	その確認を受けた日から 5年を経過する日までの間 に 取得等をし、国内で事業の用に供した設備等
重複適用不可	投資計画期間中は、次の措置は適用できない <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業経営強化税制 ・地域未来投資促進税制 ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

(2)税制優遇措置

税制措置	建物・付属設備・構築物	機械装置・工具・器具備品・ソフトウェア
特別償却	取得価額×100%（即時償却）	
税額控除	取得価額×4%	取得価額×7%
法人税額の20%が上限 一定の場合には 控除限度超過額を3年間繰越し 可 <small>（予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画の認定を受けた法人でその対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けた場合）</small>		

(3)取得価額要件

対象設備	取得価額要件
機械装置	単品160万円以上
工具器具備品	単品120万円以上 （単品40万円か合計120万円以上）
建物	単品1,000万円以上
建物附属設備	単品120万円以上 （単品60万円か合計120万円以上）
構築物	単品120万円以上
ソフトウェア	単品70万円以上

実務上の留意事項

- ① 事務用器具備品・本店・寄宿舎建物、福利厚生施設、貸付け用に供するものは、生産性設備には該当しない
- ② 本制度の適用を受けるためには、**令和11年3月31日まで**に、設備投資計画について産業競争力強化法の確認を受け、**確認を受けた日から5年を経過する日までの間に**取得等をし、事業の用に供する場合に限る

制度の概要

2025年(令和7年)4月1日～2027年(令和9年)3月31日まで2年間

- ① 「中小企業経営強化税制」は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、**即時償却**又は**税額控除(10%※)**のいずれかの適用を認める（※資本金3,000万円超は7%）
- ② 「中小企業経営強化税制」の**各要件の見直し**が行われた上で、**C類型**を除き、適用期限を**2年間延長**
- ③ 成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押しするため、**B類型**に「**売上高100億円を目指す中小企業**」の**拡充措置**を創設

(1) 中小企業経営強化税制の見直し概要

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画 に係る設備 〔現行:年平均5%〕 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画 に係る設備	経済産業局	ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充) (E類型)	<ul style="list-style-type: none"> ・投資利益率が年平均7%以上 ・売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ・売上高成長率年平均10%以上を目指す ・前年度売上高10億円超90億円未満 ・最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ・販上率2.5% OR 5.0%以上 等 <p>※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。</p>		<p>機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上）</p> <p>建物及びその附属設備（1,000万円以上） (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る)</p> <p>※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円</p>	<p>R8改正 40万円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等

※ 1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。

※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用O/Sのうち一定のものなどを除く。

※ 4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

【経済産業省 令和7年度税制改正の概要より抜粋】



(2)B類型(収益力設備)の改正概要

区分	現行措置	改正案【拡充措置】								
要件	投資収益率が年平均5%以上の投資計画	<p>【中小企業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資収益率が<u>年平均7%以上</u>の投資計画 <p>【売上100億円超を目指す中小企業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>経営規模拡大要件</u>を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・売上向上のための施策・設備投資時期を示した<u>行程表(ロードマップ)</u>の作成 ・認定申請直前年度の<u>売上高が10億円超・90億円未満</u> ・売上高100億円超を目指すための事業・財務・組織基盤が整っていること ・<u>売上100億円超・年平均10%以上</u>の<u>売上高成長率</u>を目指す<u>投資計画</u>であること ・導入予定の設備が<u>売上高増加に貢献</u>すること ・認定日から<u>2年以内の投資合計額が1億円</u>または<u>売上高×5%</u>のうち<u>高い金額以上</u> ・生産性向上に資する設備の導入に伴う<u>建物の新增設を含む計画</u>であること ・<u>一定割合以上の賃上げ</u>など 								
対象設備	建物附属設備(60万円以上)	—								
	機械装置(160万円以上) 工具・器具備品(各30万円以上) ソフトウェア(70万円以上)	<p>機械装置(160万円以上)<small>R8改正</small> 工具・器具備品(各<u>40万円以上</u>) ソフトウェア(70万円以上)</p> <p>建物とその附属設備 (合計1,000万円以上)</p> <p>合計60億円限度</p>								
税制措置	即時償却または10%税額控除 (資本金3,000万円超は7%税額控除)	<p>即時償却または10%税額控除 (資本金3,000万円超は7%税額控除)</p> <table border="1"> <tr> <td>賃上げ率5%以上</td> <td>25%特別償却 又は2%税額控除</td> </tr> <tr> <td>賃上げ率2.5%以上</td> <td>15%特別償却 又は1%税額控除</td> </tr> <tr> <td>賃上げ率2.5%未満</td> <td>(対象外)</td> </tr> </table>			賃上げ率5%以上	25%特別償却 又は2%税額控除	賃上げ率2.5%以上	15%特別償却 又は1%税額控除	賃上げ率2.5%未満	(対象外)
賃上げ率5%以上	25%特別償却 又は2%税額控除									
賃上げ率2.5%以上	15%特別償却 又は1%税額控除									
賃上げ率2.5%未満	(対象外)									

実務上の留意事項

- ① 令和9年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される
- ② 拡充措置の投資計画の期間中は、「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産(40万円未満)の特例」は適用不可

制度の概要

2025年(令和7年)4月1日～2027年(令和9年)3月31日まで2年間



- ① 「中小企業投資促進税制」は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却(30%)又は税額控除(7%※)のいずれかの適用を認める措置 ※税額控除は、資本金3,000万円以下の中小企業者に限る
- ② 人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長

(1) 中小企業投資促進税制の特例措置

区分	特例措置	注意事項
特別償却	取得価額 × 30%	
税額控除	取得価額 × 7%	・特定中小企業者等(資本金3,000万円以下の中小企業者)に限る ・中小企業経営強化税制と合わせて法人税額×20%が条件(1年繰越可)

(2) 中小企業投資促進税制の対象設備等

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）	R8改正 40万円以上

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外
 ※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

【経済産業省 令和7年度税制改正の概要より抜粋】

実務上の留意事項

- ① 令和9年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される

制度の概要

大企業は令和8年3月31日で廃止・中堅企業は令和9年3月31日で廃止



大企業・中堅企業の賃上げが進み、要件となる水準を大きく上回る状況にあり、中小企業の人手不足感が強い状況を踏まえ、

① 大企業は、適用期限を待たず **令和8年3月31日** をもって **廃止**

② 中堅企業は、**令和8年度**はより高い賃上げを促す要件を強化して継続、適用期限(**令和9年3月31日**)をもって **廃止**

(1)大企業の賃上げ促進税制の改正内容

税額控除要件 項目		令和6・7年度 (最大35%)	
		給与等増加割合等	控除率
基本	継続雇用者全体の給与総額(前年比)	3%以上増	10%
		4%～7%増	+5%～+15%
上乗せ	女性活躍・子育て支援	くるみん認定等	+5%
	教育訓練費の増加	10%以上増	+5%

令和8年度
廃止

(2)中堅企業の賃上げ促進税制の改正概要

税額控除要件 項目		令和6・7年度 (最大35%)		令和8年度 (最大30%)	
		給与等増加割合等	控除率	給与等増加割合等	控除率
基本	継続雇用者全体の給与総額(前年比)	3%以上増	10%	4%以上増	10%
		—	—	5%以上増	+5%
上乗せ	女性活躍・子育て支援	4%以上増	+15%	6%以上増	+15%
	教育訓練費の増加	くるみん認定等	+5%	くるみん認定等	+5%
		10%以上	+5%	廃止	

令和9年度
廃止

実務上の留意事項

- ① 大企業については、**令和8年3月31日**以降開始事業年度より**廃止**となるため、**大きな影響を及ぼす**改正となる
- ② 中堅企業は、**令和8年**分から**増加割合が厳しく・教育訓練費の上乗せ措置が廃止**して継続するが、**令和9年3月31日**以降開始事業年度より**廃止**が決定され、こちらも**大きな影響を及ぼす**改正となる



制度の概要

令和8年4月1日以後開始事業年度～

- ① 教育訓練費の増加割合を上回る税負担軽減を受けていたという会計検査院の指摘を踏まえ、**令和8年4月1日以後の開始事業年度**から、**教育訓練費の上乗せ措置**が**廃止**される

(1) 中小企業の賃上げ促進税制の改正概要

税額控除要件 項目		令和6・7年度 (最大45%)		令和8年度 (最大35%)		令和9年度
		給与等増加割合等	控除率	給与等増加割合等	控除率	
基本	継続雇用者全体の給与総額(前年比)	1.5%以上増	15%	1.5%以上増	15%	期限到来時に 適用状況を踏まえ 必要な見直しを検討
		2.5%以上	+15%	2.5%以上	+15%	
上乗せ	女性活躍・子育て支援	くるみん認定等	+5%	くるみん認定等	+5%	
	教育訓練費の増加	10%以上	+10%	廃止		

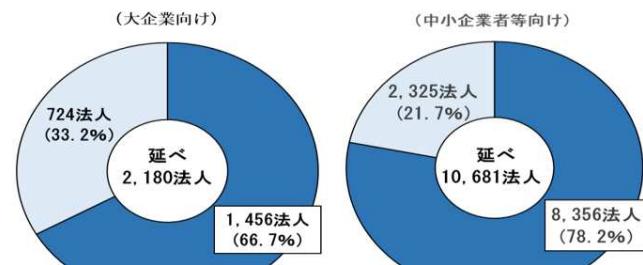
【参考】会計検査院の指摘

教育訓練費増加額を上回る税額控除を受けていた法人 76.2%

教育訓練費増加額を上回る税額控除を受けていた法人

延べ9,812法人 (76.2%)

(大企業：1,456法人、中小企業者等：8,356法人)



教育訓練費 約5万円増加で、上乗せ税額控除額 1,058万円の事例

教育訓練費増加額に対する
教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額の割合

分布をみると、同割合の中央値は大企業1.8倍、中小企業者等4.0倍

多数の法人において、**教育訓練費増加額を大きく上回る税額控除**を受けている状況

<事例> (詳細は報告書P23参照)

【株式会社 a の平成30事業年度の場合】

- 教育訓練費増加額 (A) 5.2万円
- 教育訓練費支出額 (B) 30.3万円 (増加割合21.0%)
- 上乗せ税額控除の額 (C) 1058.7万円

$$\rightarrow (C) / (A) = 201倍$$

$$(C) / (B) = 34.9倍$$



日本列島を、
強く豊かに。
自民党

制度の概要

一般型の改正:令和9年4月1日以後開始事業年度～

戦略技術領域型:産業技術力強化法の改正法の施行日～

「強い経済」を実現するためには、中長期的に企業の研究開発投資を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保する必要があるため、以下の見直し・新たな制度を導入する

- ① 一般型・中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費増加のインセンティブ強化のため、控除率のカーブ及び控除上限の変動措置について見直した上で、適用期限が3年延長される
- ② AI・量子・半導体・バイオ等について、国家戦略として重要な技術領域を促す観点から、「戦略技術領域型」を創設する
- ③ 中小企業技術基盤強化税制と戦略技術領域型に、3年間の繰越税額控除制度を導入する

(1) 研究開発税制の見直し



試験開発税制の基本算式	控除額	控除上限額
	試験研究費 × 控除率	法人税額 × 控除上限率

区分	対象費用	控除率		控除上限率
一般型 適用期限 3年延長	試験研究費全般	大企業向け	1%～14%	法人税額 × 25% (原則) (上乗せ措置に最大50%)
		中小企業向け (中小企業技術基盤強化税制)	12%～17%	※中小企業向けは 3年間の繰越税額控除制度の導入
オープン イノベーション型	大学・スタートアップ との共同研究費など (一部要件見直し)	20%・25%・30%		法人税額 × 10% (一般型と別枠)
創設 戦略技術領域型	AI・量子・半導体・バイオ等 特定の戦略技術分野 に係る研究費	原則	40%	法人税額 × 10% (原則) (一般型・オープンイノベーション型と別枠)
		認定機関との 共同研究	50%	(3年間の繰越税額控除制度の導入)



(1) 研究開発税制の見直し

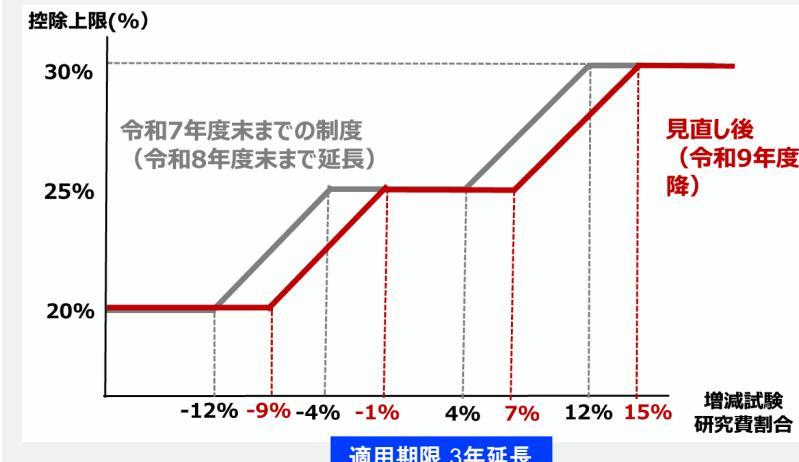
① 控除率のカーブ及び控除上限の変動措置について見直しと適用期限3年延長

令和9年4月1日以後の開始事業年度～

【控除率の見直し】



【控除上限の見直し】



【経済産業省 令和8年度税制改正概要より抜粋】

② 「戦略技術領域型」の創設

産業技術力強化法の改正法の施行日～



創設の制度の内容	
対象法人	青色申告書を提出する法人で、産業技術力の重点研究開発計画で、「産業技術力強化法」の認定を受けた法人
対象となる試験研究費	以下の重点産業技術に係る試験研究費 ①AI・先端ロボット ②量子 ③半導体・通信 ④バイオ・ヘルスケア ⑤フュージョンエネルギー ⑥宇宙
税制措置	重点産業技術に係る試験研究費 × 40% (認定機関との共同開発に係る試験研究費は50%) (法人税額の10%を上限とし、控除上限額を超える場合には、3年間の繰越控除可能)
適用時期	重点研究開発計画の認定を受けた日から5年以内の日を含む各事業年度

実務上の留意事項

- ① 控除率・控除上限とも開始点となる増加試験研究費割合が引き上げられるため、より積極的な試験研究費の増加が求められる



(1) オープンイノベーション促進税制の見直し・延長



制度の概要

令和10年3月31日まで2年延長

オープンイノベーション税制について、以下の見直しをした上で、適用期限を2年延長する

- ① 新規出資型の取得価額要件を2億円以上(現行:1億円以上)に引上げる
- ② M&A型の取得価額要件を7億円以上(現行:5億円以上)に引上げ、対象株主の範囲を追加等の見直し

(2) 特定税額控除規定の不適用措置等の見直し・延長



制度の概要

法律の施行日～令和11年3月31日まで

特定の租税特別措置法の不適用措置等について、「所得金額に係る要件」・「国内設備投資額に係る要件」・「継続雇用給料等支給額に係る要件」のいずれにも該当しない場合等は、特定税額控除規定を制限する見直しの上で、適用期限を令和11年3月31日まで延長する

(3) 企業グループ間の取引に係る書類保存義務の創設



制度の概要

令和8年4月1日～

税務調査の透明性を高めるため、内国法人が関連者との間で行われた「特定取引」(無形固定資産の譲受け・借受け、経営指導・指導、シェアードコスト取引等の役務の提供など)について、取引に関する契約書や対価の算定根拠(明細等)が保存されていない場合は、内国法人に「これらの事項を明らかにする書類等を取得、作成し、保存する」ことが義務化される(中小企業も該当)

(4) その他法人税関連の見直し・延長



主な項目	改正内容	適用時期
カーボンニュートラル投資促進税制	特別償却率・税額控除率の引き下げ等の見直し、延長	令和10年3月31日まで2年延長
パーシャルスピンオフ税制	一定の要件を満たす現物分配を適格株式分配に追加	令和8年4月1日以後の認定～
地方拠点強化税制の見直し・延長	オフィス税制の取得要件を緩和、雇用要件を強化し、延長	令和10年3月31日まで2年延長
海外投資等損失準備金延長	—	令和10年3月31日まで2年延長
倉庫用建物の割増償却	廃止	令和8年3月31日まで



制度の概要

【個人】令和9年～令和10年までの2年間の経過措置

- ① インボイス制度の定着に向けて、小規模個人事業者について、免税事業者から課税事業者を選択してインボイス発行事業者となっている場合には、令和9年～令和10年まで(2年間)の経過措置として、「3割特例」が認められる
- ② 現行の「2割特例」が令和8年9月30日で期限を迎えることを受け、その後の税負担を抑えるため、新たに納付額を売上税額の「3割」とする経過措置が、小規模個人事業者限定(法人は対象外)で創設

(1)改正の内容

		令和8年	令和9年・令和10年
基準期間の 課税売上1,000万円以下で インボイス発行・課税事業者選択	個人	○	○
	法人	○	×
経過措置内容		2割特例 (納付額を課税標準に対する消費税額の2割)	3割特例 (納付額を課税標準に対する消費税額の3割)
選択		① 原則課税 or 簡易課税 ② 2割特例 の有利な方を選択可能	① 原則課税 or 簡易課税 ② 3割特例 の有利な方を選択可能

実務上の留意事項

- ① 本制度の対象は、個人事業者に限定されており、小規模法人事業者は、原則課税又は簡易課税に移行することになる
- ② 基準期間の課税売上高等に基づき課税事業者となる課税期間については、「3割特例」は適用できない
- ③ 2割特例を受けた小規模事業者の内、3割特例を適用できない個人事業者や法人は、2026年10月1日以後(2割特例終了後)
最初の課税期間に係る確定申告期限までに「簡易課税制度選択届出書」を選択すれば、簡易課税の適用が認められる
- ④ インボイス発行事業者が3割特例を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する



制度の概要

見直し：令和8年10月1日以後の課税仕入から～

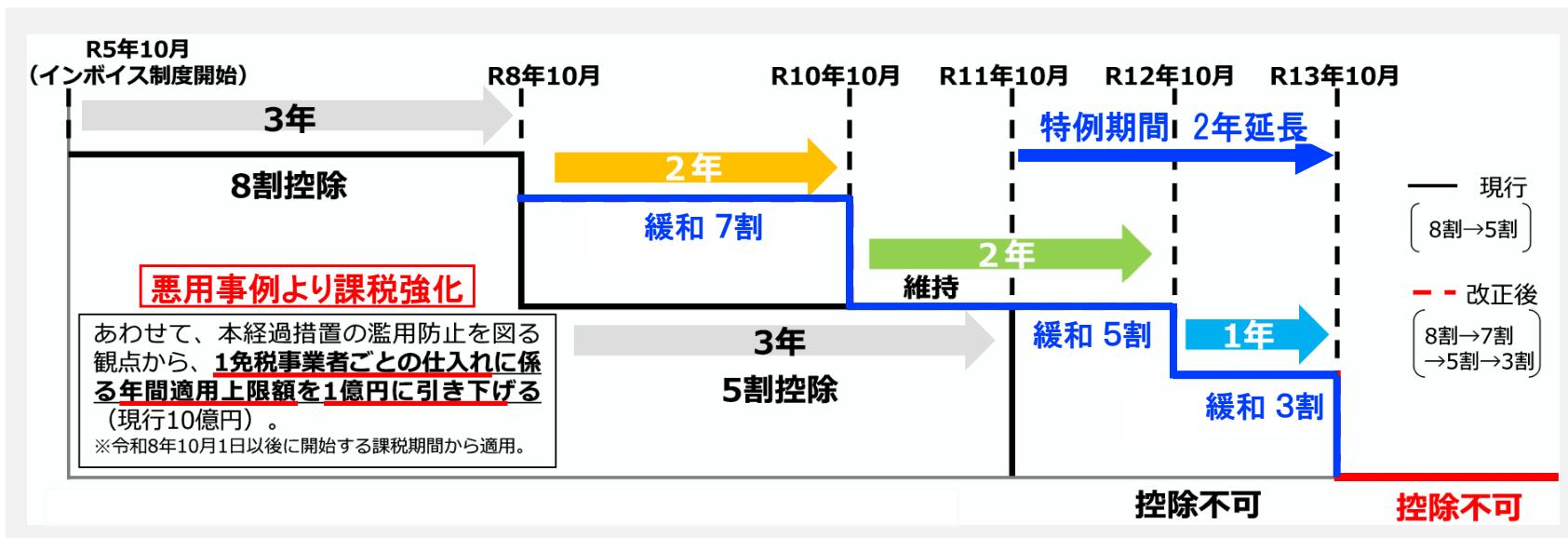
延長：令和11年10月1日～令和13年9月30日の2年間

- ① 免税事業者等からの課税仕入れについて、インボイス制度実施後6年間は、8割又は5割控除の特例が認められているが小規模な国内事業者への配慮や激変緩和を図る観点から、適用期限が2年延長され、控除可能割合が緩和される
- ② 免税事業者から仕入をし8割控除を悪用する事例など租税回避を図る観点から、一の免税事業者等ごとの仕入に係る年間適用上限額を1億円(現行:10億円)に大幅に引下げられる

(1)改正の内容

【経過措置に係る適用期限と控除可能割合の見直し】

- ① 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除の特例期間を、令和13年9月30日まで2年間延長
- ② 控除可能割合を、令和8年10月～70%、令和10年10月～50%、令和12年10月～30%と段階的に縮減させる



【経済産業省 令和8年度税制改正概要より抜粋】

実務上の留意事項

- ① 本経過措置に係る年間適用上限額が1億円(現行:10億円)に大幅に引き下げるため、一の免税事業者からの課税仕入の額の合計額が1億円を超えないか管理の必要性が増すことになる



制度の概要

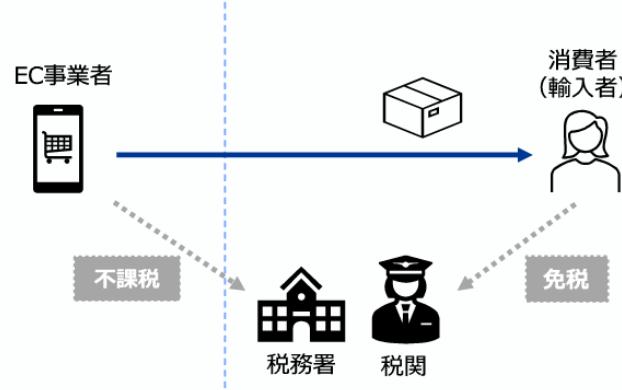
令和10年4月1日～

- ① 国内の小売事業者との公平な競争環境を確保するため、国境を越えて行われるEC取引(電子商取引)のうち、輸入時の消費税が原則免税となる1万円以下の少額貨物については、販売者に消費税の納税義務を課すこととする

(1)改正の内容

現行

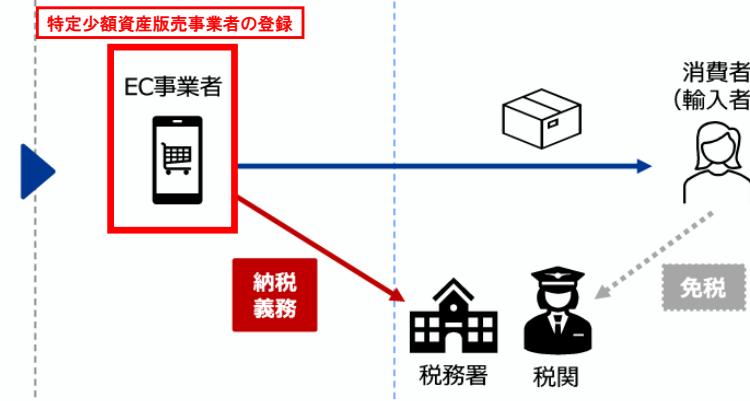
- 消費者に輸入消費税の納税義務あり。ただし、円滑な通関確保の観点から1万円以下の貨物の輸入は原則として免税。
- 輸入を伴う通信販売は、国外に所在する資産の販売であるため、消費税は不課税。



※ 1万円超の貨物は、関税とともに輸入時に消費税が課税されている。

改正案

- 引き続き輸入消費税は免税。
- 諸外国や国内取引と同様、販売者に消費税の納税義務を課し、税務署に納税申告を行うこととする。



※ 令和6年の輸入許可件数は約1.9億件であり、うち約9割が少額貨物。
※ 国内取引と同様、売上高1000万円以下の事業者の納税義務は免除する。

【経済産業省 令和8年度税制改正概要より抜粋】

実務上の留意事項

- ① 課税価格が1万円を超える課税貨物については、従来通り輸入者が納税義務を負います。金額の切り分けを正確に把握しておく必要があります



制度の概要

令和10年4月1日～

- ① プラットフォームを介する物品販売で生じている国外事業者による消費税の無申告や少額貨物の免税制度により、国内外の事業者間での競争上の不公平が生じている恐れがあることを踏まえ、取引を仲介するプラットフォーム事業者に納税義務を転換する「プラットフォーム課税」が導入される

(1)「プラットフォーム課税」の導入の内容

「国内事業者による国内の物品販売」と「事業者による少額輸入貨物の販売」の合計額が、50億円超のプラットフォーム事業者



実務上の留意事項

- ① デジタルサービスのプラットフォーム課税と同様に、物品販売も取引高50億円超のプラットフォーム課税事業者が対象になる
 - ② プラットフォーム課税の対象事業者は、税務当局への登録や届出を行う必要があります



- 本資料は令和8年度税制改正大綱及び各省庁資料等に基づき作成しております
内容につきましては変わる可能性がありますのでご了承ください
- 本資料の権利は、税理士法人京都経営に属しており、いかなる目的であれ、無断
で複製又は転送等を行わないようお願いいたします
- 本資料の内容につきまして、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・
税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは
異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください
- 実行にあては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任において
ご判断くださいますようお願い申し上げます



KYOTO KEIEI

税理士法人 **京都経営**
株式会社 **京都経営** コンサルティング
代表社員／税理士 **大江 孝明** 
京都市伏見区西大手町307 エイトビル5F
TEL075-603-9022 FAX075-603-9055
<http://www.kyotokeiei.com>

税金相談 CAFÉ



税金のこと、ひとりで悩んでいませんか？お気軽に京都経営へご相談ください。



クイック ルートナー
0800-919-8107

初回
相談料
無料

事業をされている方			資産をお持ちの方		
事業を新しく始めたい	資金繰りに困っている	決算書の見方が分からない	相続税が心配	財産を分けたい	遺言書を作りたい
税金を節税したい		経営計画を作りたい	自社株の価額を知りたい		所得税が高い
事業計画を社員と共有したい	事業承継を検討したい	M & A戦略を考えている	不動産を有効活用したい	不動産の売却をしたい	将来の老後資金が心配



私達、弊社所属の税理士が対応させていただきます！



税理士
高橋 彩佳



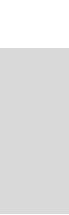
取締役・税理士
五十嵐 裕



代表取締役・税理士
大江 孝明



税理士
寺田 匡晶



税理士
水浪 隆太

〒612-8362 京都市伏見区西大手町307エイトビル5F
E-mail : info@kyotokeiei.com
URL : <http://www.kyotokeiei.com>



事業経営・家庭経営のコンサルティング

税理士法人京都経営 株式会社京都経営 コンサルティング

